

「児童福祉施設における防災計画作成指針（案）」に対するパブリックコメントの結果について

1. 募集期間 令和8年1月7日（水）～1月27日（火）
2. 寄せられたご意見 8件

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
【前文】		
1	<p><b>【児童施設における地震対策の提案】</b>  「防落（ぼうらく）ゾーニング」の導入を提案します。  防落ゾーニングとは、施設内を子どもゾーン（お預かりする人）・大人（職員）ゾーン・無人（倉庫）ゾーンに区分し、各ゾーンごとに物の配置高さや設置方法をルール化する考え方です。特に、子どもが活動するゾーンでは物の配置高さを低く設定することで、地震時の落下物によるケガや逃げ遅れを防ぎ、まずは人的被害を最小限に抑えることを目的とした取り組みです。</p> <p><b>【提案理由①】</b>  地震時の人的被害を最小限に抑える有効な対策であるため</p> <p>2018年より、学校法人 SAIBI 学園において、地震を想定した環境整備に携わってきました。2024年能登地震後の現場検証では、家具・備品の転倒や落下を大きく防ぐことができた一方で、掛け時計の落下・破損、ガラス飛散、教材の落下・散乱などにより、園児のケガ、つまずきによる二次被害、避難行動の妨げといった危険性が顕在化しました。このことから、避難行動以前に、室内環境そのものが子どもや保育者の安全を左右するという現実が明らかになり、その対策として防落ゾーニングが有効であると考えています。</p> <p><b>【提案理由②】</b>  現場からの切実な声を受け、まずは石川県に届けたいと考えたため</p>	<p>ご提案の内容を踏まえ、実際に、物の配置の高さを低くするなどの工夫を行っている認定こども園の取組例を追記しています。（第Ⅲ章2（4）参照）</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
	<p>SAIBI 学園の実践園見学には、県内外から保育関係者が訪れています。</p> <p>〈宮城県 保育士〉 「次に地震が起きたら、園児を落下物から守るために自分の命を犠牲にする覚悟で働いている。防落ゾーニングのように、保育士も園児も“物の落下から守れる仕組み”が全国に広がってほしい。」</p> <p>〈宮崎県 保育士の保護者〉 「垂直避難の前にケガをしたら意味がない。娘が来春、幼児教育の現場で働く予定だが、命を犠牲にしてほしくない。」</p> <p>これらの声から、個人の覚悟に依存しない、安全な環境づくりの必要性を強く感じています。</p> <p>4. 防落ゾーニング導入のご検討のお願い</p> <p>防落ゾーニングは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模改修を伴わない</li> <li>・日常の整理整頓・保育と両立できる</li> <li>・現場の実態に即した実践的対策</li> </ul> <p>という特徴があります。</p> <p>私は 3S コンサルタントとして、保育現場の安全・効率化に関する講座や見学会を行っていますが、見学者の声を受け、対策の一つである「防落ゾーニング」の考え方を無償で公開することを決めました。石川県内の児童施設にこの考え方を知っていただくことで、各施設が自主的に取り入れ、今後の地震対策の一つとして活用されることを願い、提案いたします。</p>	
2	<p>電気については、「太陽光発電」の活用についても記載されていますが、災害発生時にも電力供給を可能とするのは太陽光だけでなく、風力や中小マイクロ</p>	<p>ご提案の内容を踏まえ、備蓄品として「蓄電池」等を追記しています。(第Ⅲ章 2 (6) 参照)</p> <p>また、水道の代替手段として、「井戸</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
	<p>水力等も考えられるので「再生可能エネルギー発電設備」のようにより幅広にしたうえで、特に太陽光の場合は夜間にも電力を使うために「蓄電池」が必須なので、これも併記してはどうでしょうか？</p> <p>これらの設備は災害時の非常用電源となるだけでなく、平時にも電気代削減効果を発揮するので施設運営経費の削減に役立ちます。</p> <p>水道についても、水道が止まった場合でも、例えば井戸を掘るなど備蓄以外にも水を得る手段はあるのではと感じました。</p>	<p>や雨水貯留設備等」を追記しています。（第Ⅲ章２（３）参照）</p>
3	<p>能登半島地震では断水等の中で「弁当持参」での保育となり、用意できる家庭とできない家庭で格差が生じた事例があったと聞く。災害時ほど家庭の条件差が拡大するため、食事が家庭任せになると、子どもの健康と尊厳が家庭事情で左右される懸念がある。</p> <p>改定案 P14-15 の「業務の休止、一部縮小」について、具体的な判断の視点と選択肢の例を明記してほしい。</p> <p>（判断視点の例：ライフライン、孤立状況、職員体制、全児童への平等な食事提供の可否）</p> <p>（選択肢の例：通常保育／短時間保育／縮小保育／休園・二次避難）</p> <p>保護者に弁当の持参など通常保育と異なる条件を求める場合に「できない家庭がある前提」で、代替手段（備蓄・配給・施設での提供等）を示し、施設単独で対応困難な場合には、受援につながる手順も明記してほしい。食料支援については、要請先（窓口・連絡先）や手順、優先順位の考え方を平時から確認できるようにしてほしい。</p>	<p>ご提案の内容を踏まえ、「業務の休止、一部縮小」について、具体的な判断の視点と選択肢の例を追記しています。</p> <p>また、施設において、被災により通常の食事提供が難しく、やむを得ず、保護者に弁当の持参を依頼する場合であっても、弁当を用意できない状況にある家庭の子どもに対しては、備蓄品や支援物資の活用、近隣施設との連携等により食事を提供し、可能な限り、子どもに不利益や格差が生じないように努めるべきことなども追記しています。（第Ⅲ章２（７）参照）</p>
4	<p>災害時情報共有システム（P18-19）についても、通信途絶時の代替手段に加え、入力後に「誰が・いつ・どのように」支援につなげるかの流れを事前に確認</p>	<p>ご提案の内容を踏まえ、災害時情報共有システムへの入力後、国・県・市町が入力内容を随時確認し、共有することで、支援の優先順位の検討の際に活用さ</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
	<p>できるよう、指針への明記を求めたい。</p>	<p>れる旨を追記しています。(第Ⅲ章 3 (1) 参照)</p>
5	<p>職員の出勤について</p> <p>災害時は職員自身も被災し、家族対応・避難・道路寸断等で参集できない場合がある。施設機能維持の重要性は理解するが、過度な自己犠牲を前提にしないため、参集(出勤可否)の判断基準と代替体制の例を指針に明記してほしい。</p> <p>(参集判断基準の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人の安全(自宅被害・負傷・避難の要否)</li> <li>・ 家族対応(安否確認・育児介護等)</li> <li>・ 移動可能性(道路寸断・交通停止)</li> <li>・ 通信状況等。</li> </ul> <p>(代替体制の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出勤困難者が一定数発生する前提で、受援(応援要請)手順、資格が必要な業務</li> <li>・ 支援者が担える業務の切り分け、引継ぎ・宿泊・食料確保等の受入体制を具体化</li> </ul>	<p>ご提案の内容を踏まえ、職員の参集の可否における判断基準等を追記しています。(第Ⅳ章 1 (1)、2-1 (3)、3-2 (3) 参照)</p>
6	<p>BCPの有効性について</p> <p>改定案には、防災計画・BCPについて、訓練等を踏まえた検証や必要に応じた見直しなど、継続的に改善していく方向性が示されており、重要な視点だと受け止めています。</p> <p>一方で、「いつ、どのように更新するか」について、最低限の頻度や更新手順(更新のきっかけ)が具体化されていません。</p> <p>配置・連絡網・備蓄・体制は年度ごとに変化しやすく、更新が滞ると形骸化するおそれがあります。</p> <p>少なくとも年1回以上など、具体的な定期点検・更新の頻度を指針に明記してください。</p> <p>さらに、関係者が共同で作成・更新で</p>	<p>ご提案の内容を踏まえ、BCPの最低限の更新頻度の目安や更新の契機等について追記しています。また、BCPのひな型については、資料編に記載していません。(第Ⅵ章 3 参照)</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
	<p>きる共通のBCPモデル（ひな型）や運用フロー（窓口、連絡経路、要請様式、情報共有手段等）を整備し、平時から点検・訓練・更新まで回るよう、支援者と速やかにつながる仕組みの音頭取りを県が率先して担うことについても、指針に明記していただきたいです。</p>	
7	<p>衛生環境の応急復旧（トイレ・手洗い）について、被災した保護者と相談し、提出します。</p> <p>1. 現行案で示されている点  改定案では、ライフライン確保として「水道の代替手段の確保」「下水道の代替手段の確保（簡易トイレの確保等）」が挙げられています。</p> <p>また、備蓄品として簡易トイレ等の衛生用品が例示され、必要量の目安（例：1日1人5回分、1週間分を目標）が示されています。</p> <p>さらに、能登半島地震の教訓として「上下水道が長期間使用できない施設が多数」「衛生環境悪化のリスク」「水と衛生の備えを優先事項として位置づける必要」が明記されています。</p> <p>2. 不足している点（課題）  備蓄（代替手段）の記載に比べて、施設のトイレ・手洗い設備（給排水設備を含む）が損傷した場合の応急復旧の位置づけ・責任主体・手順に加え、応急復旧の達成基準（どの状態をもって「応急復旧できた」とみなすか）が十分に明確ではありません。</p> <p>現場では、設備保全上の制約等を理由に、子どもが日常的に過ごす施設において、砂遊び等の屋外活動が長期（1年以上）にわたり制約された事例があります。加えて、屋外活動空間（園庭等）の損傷により、屋外活動の再開が困難となる場合もあります。</p> <p>このように、応急復旧の目標状態は衛生面に限定されると、保育（教育）活動</p>	<p>いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
	<p>が実質的に回復しない事態が生じ得ます。したがって、応急復旧の目標状態は衛生面に限定せず、保育環境・子どもの育ちの観点を含めて設定する必要があると考えます。</p> <p>3. 追加修正案（追記案）</p> <p>災害により施設のトイレ・手洗い設備（給排水設備を含む）が損傷し使用不能となった場合、施設を管理する自治体は本復旧に先立ち、応急復旧（仮設トイレ・仮設手洗い・仮設給排水等）に速やかに着手する。</p> <p>応急復旧の達成基準（目標状態）は、衛生機能の確保に加え、保育環境の回復（屋外活動を含む活動が過度に制約されないこと）および子どもの育ちへの影響を考慮して設定する。</p> <p>自治体による対応が困難な場合、県は助言・技術的支援にとどまらず、資機材等の確保、広域的な応援派遣の調整、関係機関との連携体制の構築を行い、応急復旧が停滞しないよう関与する。</p> <p>上記は、施設機能の維持と早期復旧・再開の観点から重要であり、「水と衛生」を優先事項として位置づける改定案の方向性を具体化する追記となります。</p>	
8	<p>児童のケアについて</p> <p>被災した保護者と相談し、提出します。</p> <p>こころのケアの記載はありますが、災害後の生活環境の変化（食事内容、生活リズム、運動機会等）による身体面・行動面への影響についても、より明確に位置づける必要があります。</p> <p>【具体的な修正案】</p> <p>こころのケアに加えて、避難生活や物資不足による食事内容の変化、支援物資（菓子類等）による生活習慣の変化、運動機会の低下等が、児童の健康や行動、発達に影響し得る旨を追記してください</p>	<p>ご提案の内容を踏まえ、避難生活等による食事内容の変化や生活リズムの乱れ、運動機会の減少等が、子どもの心身や行動に影響を及ぼす可能性がある旨を追記しています。（第IV章5参照）</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
	<p>い。</p> <p>施設（園）の職員が観察・ケアを行う主体であること、人員不足等で施設内のみの対応が困難な場合は自治体・関係機関・専門職等への受援（支援要請）につなぐ手順と窓口を平時から整理し、必要時に速やかに支援を受けられる体制を明記してください。</p> <p>県が、当該手順の作成・見直し（研修や連絡体制整備を含む）を支援することも明記されることを望みます。</p>	